

寒川町職員の住居手当の支給に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(住居手当の額等)</p> <p>第2条 住居手当の支給を受ける者の範囲及び額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己の所有する住宅(共同所有及び自己の所有ではないが自ら維持管理している住宅を含む。)に居住する職員 月額<u>12,500円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(住居手当の額等)</p> <p>第2条 住居手当の支給を受ける者の範囲及び額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己の所有する住宅(共同所有及び自己の所有ではないが自ら維持管理している住宅を含む。)に居住する職員 月額<u>7,000円</u></p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>